

## 認証サービス注文条項

本認証サービス注文条項は添付の見積り文書(「本見積書」)に適用されます。「お客様」とは、シマンテックがホスティングおよび管理を行う認証サービスまたは同サービスに必要な関連ハードウェアまたはソフトウェア(「認証サービス」)で、シマンテックの規格により、Symantec Corporation またはその子会社(「シマンテック」)が直接提供するものにつき、それらを注文するエンドユーザー顧客またはチャネルパートナーで本見積書に記載する当事者をいいます。

本見積書に記載した価格および条件は上記の最終日までの間(「見積り有効期間」)有効です。ただし、記載の誤りや記載漏れは除きます。

本見積書に応じて注文書を送付することにより、本見積書に記載した認証サービスを注文する際「認証サービス利用規約」(注文確認用にシマンテックが発行する証明書に定義します)の適用を受けることをお客様が承諾したことになります。

また、本見積書に記載の認証サービスが、手書き署名(手書き署名に代わる押印を含む。以下同じ。)によるサービス注文書(その他シマンテック注文補遺書等が該当する場合はそれを含みます)以外の形で提供される場合には、本見積書に記載の認証サービスに係る標準のサービス記述書またはサービスレベル契約書(合わせて「サービス記述書」といい、本見積書の日付時点で次の Web ページで入手できるものを指します。<http://www.symantec.com/about/profile/policies/repository.jsp>)および本見積書に記載する下記の当該認証サービスに関する追加条件が認証サービス利用規約に含まれるものと見なします。

本見積書に応じて発注することにより、お客様は、認証サービス利用規約が取引に適用されることを承諾したことになります。シマンテックは、シマンテックが提示したものでないその他の条件で、認証サービス利用規約以上に追加されるものまたは認証サービス利用規約に合致しないもの(注文書に記載された条件かどうかを問いません)については一切承認せず、かつ明示的に拒否します。

## 認証サービス見積書条項

1. **注文書に関する一般要項。**本認証サービス(またはその項目)について注文を行う場合には、シマンテック注文書(PO)基準に適合する承認済みの注文書(「注文書」)を送付する必要があります。シマンテックの方針により、手書き署名による契約注文書式(各々を「サービス注文書」といいます)が必要となる場合を除き、お客様は、本見積書に言及する注文書を送付すれば本見積書を承諾したことになります。お客様が本見積書に記載した認証サービスを注文する場合には認証サービス利用規約の適用を受けます。ただし、上記にかかわらず、お客様の注文を受諾する条件として、シマンテックはその時点で有効なシマンテックの方針に基づいて手書き署名による契約を求める場合があります。
2. **サービス注文期間(更新または追加)。**「サービス注文期間」とは、お客様がコミットした認証サービスの期

間をいいます。サービス注文期間はお客様の注文により 12 カ月以上となる場合があります。「サービス期間」とは、サービス注文期間中の各 1 カ年の期間をいいます。本見積書に「更新」の表示がある場合は、本見積書に記載した認証サービスが既存アカウントの下ですでに提供されているところに、本見積書で指定されたサービス注文期間をもってお客様が今回は認証サービスの期間の延長を希望したものです。この場合、当初の認証サービス注文書(「サービス注文書」)は、お客様の今回の注文により更新され、当初のサービス注文書に記載された単位数量および費用の金額は今回の注文に指定された単位数量および費用の金額によって置き換えるものとします。本見積書に「追加」の表示がある場合は、お客様が今回は既存の認証サービスについて追加単位の購入を希望することを示しており、当該単位数量および費用の金額はすべて、当初のサービス注文書で指定された金額に加算されるものと見なします。これらの選択肢のいずれかが選択された場合、次の規定が適用されます。シマンテックはかかる認証サービスについて、既存のアカウントと設定の下で提供を続けるものとし、それに関して認証サービスの開始手続きを再度行う義務を負いません。また、当該「更新」または「追加」の注文に係るサービス注文期間の開始日は、シマンテックが発行する注文確認書に記載された開始日となります。当初のサービス注文書に適用されたサービス記述書は「更新」または「追加」のサービス注文書にも適用されますが、更新されたサービス記述書が <http://www.symantec.com/about/profile/policies/repository.jsp> に掲載された場合はこの限りではありません(その場合、関係する認証サービス全般につき、新しいサービス期間の開始日現在で、当該更新されたサービス記述書が適用されます)。さらに、当初のサービス注文書に係る認証サービス条項は「更新」または「追加」のサービス注文書にも引き続き適用されます。

3. **インストール。**インストールサービスは、該当する見積書に指定された日数を上限とする日数のサービスを含み、各回毎に連続する 5 日以上の日からなる複数のブロックとして提供するものとします。インストールサービスは注文の受理後 90 日以内に提供を開始するものとします。
4. **支払の遅滞。**本見積書に基づいて支払期限が到来した金額の送金をお客様が 30 日間遅滞した場合には、本見積書の他の規定にかかわらず、本見積書に基づいて支払われるべき費用の全額をシマンテックが収受し処理し終えるまでの間、シマンテックはその単独の裁量により、認証サービスへのアクセスを一切停止することができます。
5. **継続的費用および一時的費用。**「一時的費用」として指定された費用は最初の費用請求の時点にのみ一度のみ適用されます。「継続的費用」として指定された費用は各サービス期間に対して適用されます。お客様の注文を受理した後の最初のサービス期間については、シマンテックは「一時的費用」と「継続的費用」を請求することができます。それ以降の「継続的費用」はすべて、当該費用の支払期限が到来した際に請求することができます。
6. **サービスの持ち越し。**1 つのサービス期間を対象として購入したサービスの単位を当該サービス期間内に利用しなかった場合、当該単位をそれ以後のサービス期間に持ち越すことはできません。